

毎週火・金曜日発行

山口県報

令和2年
5月26日
(火曜日)

目次

- 告示
 - 生活保護法の規定に基づく指定介護機関の廃止の届出(厚政課).....一
 - 小型機船底びき網漁業の許可又は起業の認可の申請期間(水産振興課).....一
 - 漁業災害補償法第八十八条第二項の規定による同意(農林水産政策課).....二
 - 道路の位置の指定(建築指導課).....二
 - 公営住宅法施行令第二条第一項第四号の規定により定める数値に関する告示の一部改正(住宅課).....二
 - 県営住宅の構造及び戸数に関する告示の一部改正(住宅課).....二
 - 公告
 - 県営後湯上地区農地整備事業(経営体育成型)換地計画書の縦覧(農村整備課).....三
 - 公共測量の実施の終了(監理課).....三
 - 選管告示
 - 政治団体の名称等.....三
 - 政治団体の異動事項.....三
 - 解散等に係る政治団体の名称等.....三
 - 資金管理団体の名称等.....五
 - 資金管理団体の異動事項.....五
 - 政治資金規正法第十九条第三項第二号に該当する旨の届出があった資金管理団体の名称等.....五
 - 雑報
 - 県報の正誤(令和二年一月十四日山口県告示第十四号).....六

山口県告示第百八十号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、指定介護機関から次のとおり介護機関を廃止した旨の届出があった。

令和二年五月二十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	事業の種類	廃止年月日
社会福祉法人平生町社会福祉協議会	熊毛郡平生町大字平生村六一八の二	平生町社会福祉協議会はつらつセンターひらお	熊毛郡平生町大字曾根一二六の二	通所介護	令和元、一二、三
社会福祉法人恩賜財団済生会支部山口県済生会	山口市緑町二番一一号	済生会山口地域ケアセン	山口市朝倉町五番四号	短期入所生活介護	令和二、三、
社会福祉法人恩賜財団済生会支部山口県済生会	山口市緑町二番一一号	済生会山口地域ケアセン	山口市朝倉町五番四号	介護予防短期入所生活介護	令和二、三、三

山口県告示第百八十一号

山口県漁業調整規則(昭和四十二年山口県規則第十一号)第八条第二項(同規則第二十一条第三項において準用する場合を含む。)の規定により、小型機船底びき網漁業に

つき、漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のとおり定めた。

令和二年五月二十六日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 対象船舶
瀬戸内海（漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第一百十条第二項に規定する瀬戸内海をいう。）を操業区域とする船舶
- 二 申請期間
令和二年六月二日から同月九日まで

山口県告示第百八十二号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百八条第五項において準用する同法第百五条の二第三項の規定による届出を審査した結果、次の区域及び区分について同法第百八条第二項の規定による同意があったと認めた。

令和二年五月二十六日

山口県知事 村岡 嗣政

向島区域	区	域	区	分
主として底びき網を使用して営む漁業				

山口県告示第百八十三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

その関係図面は、周南土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

令和二年五月二十六日

山口県知事 村岡 嗣政

地名及び番地	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	指定年月日
--------	--------------	--------------	-------

下松市藤光町二丁目四の五、四の六、五の六、六の八及び六の二三

四・二

一三・四
令和二、
五、一一

山口県告示第百八十四号

公営住宅法施行令第二条第一項第四号の規定により定める数値に関する告示（平成九年山口県告示第百二十一号）の一部を次のように改正する。

令和二年五月二十六日

山口県知事 村岡 嗣政

表鵜の鳥県営住宅の項を次のように改める。

鵜の鳥県営住宅	一号棟	〇・六八
	A棟	一・〇〇

表東萩県営住宅の項を次のように改める。

東萩県営住宅	一号棟	〇・九八
	二号棟から五号棟まで	〇・九一

表旗岡県営住宅の項中「及び五号棟」を「から六号棟まで」に改め、同表黒磯県営住宅の項中「A棟及び」を削り、同表周南県営住宅の項中「及びG棟」を「からH棟まで」に改める。

山口県告示第百八十五号

県営住宅の構造及び戸数に関する告示（平成十年山口県告示第百三十七号）の一部を次のように改正する。

令和二年五月二十六日

山口県知事 村岡 嗣政

表鵜の鳥県営住宅の項を次のように改める。

鶴の鳥県営住宅	
中層耐火構造五階建	三〇
高層耐火構造六階建	二四

表旗岡県営住宅の項中「一二〇」を「一五〇」に改め、同表黒磯県営住宅の項中「一六六」を「一二六」に改め、同表周南県営住宅の項中「三七〇」を「三九〇」に改める。



(二一九) 県営後潟上地区農地整備事業(経営体育成型) 換地計画書の縦覧

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定により、県営後潟上地区農地整備事業(経営体育成型)の施行に係る地域の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

令和二年五月二十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 縦覧に供する書類
県営後潟上地区農地整備事業(経営体育成型) 換地計画書の写し
- 二 縦覧の期間
令和二年五月二十七日から同年六月十五日まで
- 三 縦覧の場所
山口県農林水産部農村整備課

(二二〇) 公共測量の実施の終了

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、山口市長から次のとおり公共測量の実施を終了した旨の通知がありました。

令和二年五月二十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 作業の種類
公共測量(空中写真測量)
- 二 作業の地域
山口市
- 三 作業の期間
令和元年十一月一日から令和二年三月三十一日まで



山口県選挙管理委員会告示第三十七号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第六条第一項の規定による届出があった政治団体の名称等は、次のとおりである。

令和二年五月二十六日

山口県選挙管理委員会委員長 田中 一郎

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	その他の事項	届出(年月日)
下村太郎後援会	下村 太郎	下村 渉	柳井市姫田/の2		令和2、30

山口県選挙管理委員会告示第三十八号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第七条第一項の規定による届出があった政治団体の異動事項は、次のとおりである。

令和二年五月二十六日

山口県選挙管理委員会委員長 田中 一郎

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	異動内容		備考(年月日)
			代表者	新	
自由民主党柳井支部	福田 敏勝		福田 敏勝	星出 拓也	令和元、5、7

自由民主党山口県水産支部	森友 信	岸井 静治	井森 浩規	令和 2、23
自由民主党菊川支部	林 哲也	下関市大和町 / 丁目 / 番 / 号	下関市伊崎町 / 丁目 / 番 / 号	令和 元、23
自由民主党山口県郵政政治連盟支部	末武 晃	相本 史雄	田中 宏明	令和 3、23
自由民主党山口県自動車販売支部	上野龍之介	上野龍之介	安井 久則	令和 2、14
自由民主党山口県ときわ会支部	前田 修二	山本 肇	木本 孝司	令和 3、30
れいわ新選組衆議院山口県第 4 区総支部	竹村 克司	れいわ新選組衆議院山口県第 4 区総支部	れいわ新選組山口県第 4 区総支部	令和 3、11
愛幸会	高橋 正教	周南市中中央町 7 番 / 8 号	周南市新地 2 丁目 / 20	令和 3、9
青木よしお後援会	青木 安幸	青木 安幸	青木 義彦	令和 3、6
五十嵐仁美後援会	原田 忠義	松本 隆	小田 勇	令和 2、28
入江さちえ後援会	栗屋 三郎	山崎 清子	中野 敬子	令和 3、1
上岡富士夫後援会	嘉屋 政雄	上岡 青子	森 達則	令和 2、28
大西倉雄後援会	岩田 啓靖	長門市日置上 5735	長門市東深川 2542 の 3	令和 3、1
小野田厚狭民社協会	平野 強	原田 剛史	綱井 健哲	令和 3、9
木本暢一後援会	木本 一誠	木本 一誠	木本 光世	令和 3、30
幸福実現党防府後援会	中村 義則	石山 美紀	宮元 照美	令和 元、31
幸福実現党山口県本部	河井美和子	河井美和子	小池 徹	令和 2、20
幸福実現党山口後援会	森重 弘己	佐伯 知子	石山 美紀	令和 2、10
島津幸男後援会	島津 幸男	周南市中中央町 7 番 / 8 号	周南市新地 2 丁目 / 20	令和 元、6

税理士による江島潔後援会	藤中 秀幸	藤中 秀幸	坂井 孝義	令和 2、1
税理士による岸信夫後援会	北村 和幸	岩国市今津町 2 丁目 / 4 番 / 5 号	岩国市今津町 9 番 / 30 号	令和 1、15
税理士による村岡嗣政後援会	藤中 秀幸	〃	〃	〃
関谷博後援会	矢野 郷士	高松 宏子	竹中 範生	令和 2、25
竹中一郎後援会	村本 哲也	井本 壮一	井本 典夫	令和 3、31
中国電力労働組合政治連盟山口統括本部	田村 慶一	田村 慶一	中元 直樹	令和 元、12
萩・長門民社協会	田邊 浩二	田邊 浩二	内山 聡	令和 12、11
福田史江子後援会	赤松 現城	赤松 現城	福田恵一郎	令和 2、9
藤井律子後援会	箱崎壽美枝	有吉 典子	石村 敏昭	令和 3、8
星出拓也後援会	星出 拓也	柳井市大島 969	柳井市新市沖 5 の 20	令和 3、9
みやもとてるみ後援会	伊藤 訓也	石山 美紀	相浦 慎治	令和 元、31
村田弘司後援会	山田 隆司	山田 隆司	木村 周作	令和 2、17
山口維新の会	竹中 一郎	井本 壮一	諏訪 修三	令和 3、31
山口県歯科衛生士連盟	金子 郁子	金子 郁子	佐伯 博子	令和 3、24
よしかわ佳司後援会	平野 強	原田 剛史	綱井 健哲	令和 3、9
吉村たけしを支える会	酒井 好男	吉村 武志	岡村 俊彦	令和 3、1

山口県選挙管理委員会告示第三十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十七条第一項の規定による届出があつた解散等に係る政治団体の名称等は、次のとおりである。

令和二年五月二十六日

山口県選挙管理委員会委員長 田 中 一 郎

Table with 5 columns: 政治団体の名称, 代表者の氏名, 会計責任者の氏名, 主たる事務所の所在地, 解散年月日. Rows include 明日のいわくに, 石田修一後援会, 岡本公一後援会, etc.

Table with 5 columns: 山口県政に新鮮な力を実現する会, 地部 道雄, 地部 保江, etc. Includes 解散年月日.

山口県選挙管理委員会告示第四十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第二項の規定による届出があつた資金管理団体の名称等は、次のとおりである。

令和二年五月二十六日

山口県選挙管理委員会委員長 田 中 一 郎

Table with 5 columns: 資金管理団体の届出をした者の氏名, 公職の種類, 資金名称, 主たる事務所の所在地, 代表者の氏名. Includes 下村 太郎.

山口県選挙管理委員会告示第四十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第三項の規定による届出があつた資金管理団体の異動事項は、次のとおりである。

令和二年五月二十六日

山口県選挙管理委員会委員長 田 中 一 郎

Table with 5 columns: 資金管理団体の届出事項の異動をした者の氏名, 資金管理団体の名称, 異動事項, 異動内容, 備考. Includes 星出 拓也.

山口県選挙管理委員会告示第四十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第三項の規定による届出があつた同項第二号に該当する資金管理団体の名称等は、次のとおりである。

令和二年五月二十六日

山口県選挙管理委員会委員長 田中一郎

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	備考 (資金管理団体でなくなった年月日)
加藤 寿彦	加藤としひこ後援会	令和2、3、19
佐々木明美	佐々木あけみを励ます会	令和元、12、31
宮本 輝男	宮本てるお励ます会	〃 〃 〃



正誤

令和二年一月十四日山口県告示第十四号(指定施業要件の変更予定保安林(山口市))

ページ	段	行	誤	正
一	下	左から九	立木の伐採の限度	立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

令和二年五月二十六日印刷

発行人所

山口県知事